

栃木県後期高齢者医療広域連合非常勤嘱託員取扱要綱

平成20年3月31日
告示第5号

改正 平成20年7月30日 告示第12号
改正 平成24年3月27日 告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合が委嘱する非常勤嘱託員の身分、任用、報酬その他の勤務条件に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「非常勤嘱託員」とは、栃木県後期高齢者医療広域連合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第14号。以下「条例」という。）の別表第1に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずる者をいう。

(身分)

第3条 非常勤嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(非常勤嘱託員の範囲等)

第4条 非常勤嘱託員の範囲及びその設置基準は、広域連合長が別に定める。

(委嘱期間)

第5条 非常勤嘱託員として委嘱する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において広域連合長が必要と認める期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めたときは、再任することができる。
- 3 前項の規定により継続して委嘱することができる期間は、最初に委嘱した日から5年を超えることができない。ただし、広域連合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(業務)

第6条 非常勤嘱託員は、業務を命ぜられた所属長の監督のもとに、定められた業務に従

事するものとする。

(勤務の態様)

第7条 非常勤嘱託員の勤務時間は、1週間について35時間以内とする。ただし、広域連合長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の勤務時間及び勤務日数の割振りは、非常勤嘱託員の業務内容を考慮して広域連合長が定めるものとする。

(休憩時間)

第8条 休憩時間は、一般職の職員の例による。

(休暇)

第9条 非常勤嘱託員が受けることのできる休暇は、次に掲げる有給休暇及び無給休暇とする。

(1) 有給休暇

ア 年次休暇 一の会計年度（以下「年度」という。）につき、当該年度の4月1日を起算日として、別表第1左欄に掲げる1週間の勤務の日数に応じ、同表右欄に定める日数を付与する。ただし、年度中途において新たに委嘱された者の当該年度における年次休暇については、別表第1右欄に掲げる日数を12で除して得た数に委嘱月数（1月未満は、これを切り捨てる。）を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た日数）

イ 病気休暇 公務上の負傷又は疾病にあっては30日以内、その他の負傷又は疾病にあっては10日以内の期間

ウ 特別休暇 別表第2左欄に掲げる休暇の原因に応じ、同表右欄に定める期間

(2) 無給休暇 別表第3左欄に掲げる休暇の原因に応じ、同表右欄に定める期間

2 前項の年次休暇は、付与された年度の翌年度に限り繰り越すことができる。ただし、年次休暇の総付与日数は、20日を超えることができない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 非常勤嘱託員には、月額500,000円以内で、広域連合長が定める報酬の額を支給する。

2 非常勤嘱託員には、1日につき3,300円以内で、広域連合長が定める費用弁償の額を支給する。

3 委嘱又は退職（死亡による退職を除く。）が月の中途において行われた場合の当該月の

報酬額は、報酬月額を第6条第2項の規定により定められた当該月の勤務すべき日数を基礎として、日割りによって得た額とする。

4 第6条第2項の規定により割り振られた勤務日において前条に定める有給休暇以外の事由により勤務しなかった場合は、その1時間につき勤務1時間当たりの報酬額を減額した報酬額を支給する。ただし、月の1日から末日まで勤務しなかった場合は、当該月の報酬は支給しないものとする。

5 前項の規定による勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

6 報酬の支給日は、毎月15日とする。ただし、その日が日曜日に当たるときはその前々日を、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその前日（その日が日曜日に当たるときは当該日曜日の前々日）を支給日とする。

（解任）

第11条 広域連合長は、非常勤嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解任するものとする。

- (1) 次条の規定に違反し、又は業務を怠った場合
- (2) 心身の故障により業務に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、非常勤嘱託員として必要な適格性を欠く場合
- (4) 委嘱した業務が終了した場合又は予算の減少により委嘱することができなくなった場合

（服務）

第12条 非常勤嘱託員の服務については、法第30条及び第32条から第35条までの規定を準用する。

（委嘱の手続）

第13条 非常勤嘱託員の委嘱は、委嘱状を交付して行うものとする。

（社会保険）

第14条 非常勤嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定めるところによる。

（公務災害補償等）

第15条 非常勤嘱託員の公務上の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成24年栃木県市町村総合事務組合条例第5号）に定めるところによる。

（健康診断）

第16条 所属長は、非常勤嘱託員に別に定める方法により健康診断を受診させなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるものほか、非常勤嘱託員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1週間の勤務の日数	年次休暇の日数
3日	12日
4日	16日
5日	20日

別表第2（第9条関係）

休暇の原因	休暇を与える期間
1 非常勤嘱託員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 非常勤嘱託員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 生後1年に達しない子を育てる非常勤嘱託員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間又は1日1回60分以内の期間（男性の非常勤嘱託員にあっては、その子の当該非常勤嘱託員以外の親が当該非常勤嘱託員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認若しくは請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間又は1日1回60分から当該承認若しくは請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間）

4 非常勤嘱託員の親族（別表第4左欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤嘱託員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	別表第4左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に定める連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
5 非常勤嘱託員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
6 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

別表第3（第9条関係）

休暇の原因	休暇を与える期間
1 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の非常勤嘱託員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 女性の非常勤嘱託員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した非常勤嘱託員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）

別表第4（別表第2関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日

祖父母	3日（非常勤嘱託員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（非常勤嘱託員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤嘱託員が生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤嘱託員が生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（非常勤嘱託員が生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日